

# 兵庫県公報

平成20年7月22日 火曜日 第1998号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	1
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
保安林の指定解除(豊かな森づくり課).....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	2
都市計画の変更及び図書の縦覧(都市計画課).....	3
道路の位置指定(建築指導課).....	3
同上(同).....	4
道路の位置指定の取消し(同).....	4
公 告	
軽油引取税に係る免税証の無効公告(税務課).....	4
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	5
病院局公告	
随意契約の相手方等の公示.....	6

## 告 示

兵庫県告示第756号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

入ヶ池郷土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	坂本幹男	加古郡稲美町北山781番地
同	山田学	同 郡同 町北山716番地
同	岸本博行	同 郡同 町北山710番地の2
同	中筋雅博	同 郡同 町北山581番地の2
同	中嶋和義	同 郡同 町北山1112番地の2
同	山田真二	同 郡同 町北山292番地の1
同	井上富男	同 郡同 町北山286番地
同	井上和也	同 郡同 町中村772番地
同	南正晴	同 郡同 町中村785番地
同	北谷明	同 郡同 町中村1784番地
同	福田光正	同 郡同 町国岡6番地の68
監事	岡本泰典	同 郡同 町北山622番地
同	藤田隆文	同 郡同 町北山262番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	坂本幹男	加古郡稲美町北山781番地
同	山田学	同 郡同 町北山716番地
同	中筋雅博	同 郡同 町北山581番地の2

同	中 嶋 和 義	同 郡同	町北山1112番地の 2
同	杉 岡 英 男	同 郡同	町北山768番地
同	井 上 清	同 郡同	町北山276番地
同	山 田 勉	同 郡同	町北山74番地の 1
同	城 谷 隆	同 郡同	町中村751番地の 3
同	南 輝 美	同 郡同	町中村943番地
同	北 谷 明	同 郡同	町中村1784番地
同	松 下 清	同 郡同	町国岡1216番地
監 事	小 山 正 治	同 郡同	町北山1126番地の 1
同	井 上 富 男	同 郡同	町北山286番地

兵庫県告示第757号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
入ヶ池郷土地改良区	平成20年 7月 7日

兵庫県告示第758号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市兵庫区烏原町字西谷10の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

兵庫県告示第759号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キリンフードテック株式会社高砂工場  
高砂市高砂町相生町1番5号  
工場長 遠 藤 彰
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キリンフードテック株式会社高砂工場  
高砂市高砂町相生町1番5号
  - (3) 特定施設に関する事項

種 類	74号 共同処理施設(No.1)	74号 共同処理施設(No.2)			
能 力	6,500m <sup>3</sup> / 日	7,400m <sup>3</sup> / 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5～8	6～8	5～9	5～9
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	47	75	40	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	40	60	30	45
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	31	50	25	45
	り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	33	49	5.5	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> / 日)	4,975	4,975	5,615	5,615	

備考 他工程水を減少させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 7月22日から同年 8月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第760号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画公園  
5.5.601号大池総合公園

2 都市計画を変更する土地の区域

小野市王子町字新林、字大池及び字通り池、敷地町字ナカラ、黒川町字馬渡り並びに中島町字大下

兵庫県告示第761号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成20年 7月22日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 H20西播位置 0001号	20.7.7	揖保郡太子町立岡字大町424番 1 の一部、424 番 4 の一部	5.00	31.65

兵庫県告示第762号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成20年 7月22日から但馬県民局県土整備部建築第 1 課において縦覧に供する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 H19但豊位置 0012号	20.7.7	豊岡市出石町町分字丸岸79番 2、80番 1 の一 部	4.15	47.66

兵庫県告示第763号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第 2 項の規定により、  
次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成20年 7月22日から西播磨県民局県土整備部建築第 1 課において縦覧に供する。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 H20西播位置 廃0001号	20.7.8	揖保郡太子町鶴字稗田筋917番16から917番18 の一部、917番19、917番20の一部	4.00	9.69

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された 販売業者の所在及び 名称	交付 県民局	紛失年月日
500 リットル 券	漁船 以外の 船舶	H19 0159480	平成20年10月31日	1	西宮市西宮浜 4 丁目 16番 1 号 新西宮ヨットハーバ ー株式会社	阪神北 県民局	平成20年 5 月 4 日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 伊丹ショッピングデパート  
 所在地 伊丹市中央一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社関西スーパーマーケット  
 代表者の氏名 井 上 保  
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	当該小売業を行う者が存する階
株式会社関西スーパーマーケット	午前9時	午後10時	地下1階
他	午前9時	午後10時	1～8階

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	当該小売業を行う者が存する階
株式会社関西スーパーマーケット	午前8時	午後10時	1階
他	午前8時	午後10時	2～5階
未定	午前8時	翌午前0時	6～8階
株式会社TSUTAYA	24時間営業		地下1階

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場の名称	利用開始時刻	利用終了時刻
全駐車場	午前7時	午後11時

イ 変更後

駐車場の名称	利用開始時刻	利用終了時刻
山の上パーキング	午前9時	午後11時
宮ノ前駐車場	午前7時	午後11時
丸十モータープール	24時間営業	

- 4 変更年月日  
平成20年 7月17日
- 5 届出年月日

平成20年6月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年7月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年11月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年7月22日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

県立新加古川病院総合医療情報システム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地

兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年6月23日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

5 随意契約に係る契約金額

1,049,475,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による